



グリーンささ第19号  
令和5年6月30日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

有限会社グリーンファームささやま  
代表取締役社長 東浦 和美



財政援助団体等監査報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた対象団体  
有限会社グリーンファームささやま
- 2 監査の種別  
財政援助団体等監査  
(地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号による監査)
- 3 監査の期間  
令和4年9月30日～令和5年3月6日
- 4 措置の内容  
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和5年3月6日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 財政援助団体等監査
対象部署等	有限会社グリーンファームささやま
対象事項	(指摘事項) 企業統治について
指摘等 内容	<p>平成24年度に篠山市出資法人経営審査委員会により実施された市の出資法人に係る経営審査では、企業統治について提言がされている。その中で定款に定める取締役7名のうち代表取締役会長（市長）及び社長（JA丹波ささやま理事）、取締役のJA丹波ささやま代表理事組合長が意思決定や業務の執行にほとんど関与していないことを異常な状態として大きな課題の一つに指摘されている。</p> <p>しかし、この提言から約10年を経過した現在、グリーンファームの実態を確認したところ、一部役員に変更はあるものの体制に大きな変化は無く、実際に現場で職員として働く取締役4名が日々の業務執行から重要な経営判断や意思決定を行っていた。</p> <p>企業統治は一般的に、①企業の不祥事防止、②企業の価値と株主の利益向上、を目的としているが、グリーンファームの組織体制は10年前と変わらず実質的な経営の責任と意思決定が曖昧のままであり、不祥事を未然に防ぐことや重要な経営方針を決定する体制にない。</p> <p>経営審査委員会の提言にあるように、実質的に経営判断などに関わる役員を選任し日常的に経営に関与する体制を整備することが最優先に取り組むべき重要事項でありながら、なぜ今まで放置されてきたのかその原因を明確にして、責任を持って経営判断と意思決定ができる企業統治の組織体制を早急に整えられたい。</p>
改善措置 通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置 内容	<p>責任をもって経営判断と意思決定ができる企業統治の組織体制を整えるため、下記の会議を開催し、今後の対応について協議しました。</p> <p>《主な協議事項》</p> <p>①組織体制の整備について協議し、取締役会の開催回数や組織体制の見直し、また経営者会議（(有)グリーンファームささやま社長及び4名の常勤取締役）の位置付け等、経営判断と組織決定のできる組織づくり。</p> <p>②基本理念と目標の明確化と、経営状況の改善に向けた中長期計画の早期策定。</p> <p>上記については、今後も各会議で協議を進め、9月予定の臨時総会で決定する予定。</p>
改善措置 公表日	令和 5 年 6 月 30 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年3月6日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 財政援助団体等監査
対象部署等	有限会社グリーンファームささやま
対象事項	(意見) 経営計画の整備について
指摘等内容	<p>グリーンファームの設立は平成10年まで遡り、その当時の将来における不耕作地の増加予測と公的な担い手センター設置の要望に応えたもので、集落営農の推進強化や大規模経営農家の育成と連携しながら農地の有効利用と保全に努めるための補完組織として設立され、現在までの20有余年にわたり市内の東部地域を中心に事業を展開されている。</p> <p>しかし、設立目的にある耕作放棄地を受託することは収益性の低い農地を管理する結果となり、管理の負担や獣害の被害を受けるなどにより経営を圧迫する要因となっている。また、市やJA丹波ささやまから出資を受けているが、経営は市からの運営負担金やJA丹波ささやまから職員1名の出向、作業受託や倉庫の無償提供がなければ成り立たないギリギリの状態が毎年続いていることは収益が上がらない財政構造に問題があるため、過去の監査や経営審査では経営改善に向けた取り組みについて指摘されているにも関わらず何ら改善がされていない。</p> <p>また、経営改善の指標となるべき中長期の経営計画が未策定のため、経営の方針が定まらず収支計画などの目標設定ができない状況にある。</p> <p>このことから、組織体制の整備と合わせ市の運営負担金やJA丹波ささやまの支援がなければ収支が図れない財政構造を見直し健全な経営が行えるよう、将来を見据えた中長期的な経営の指標となる計画を早期に策定されたい。</p>
改善措置通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置内容	<p>(有)グリーンファームささやまは、優良農地の荒廃防止、農地の有効利用と保全を図り、次の世代に引き継ぐため、公的な支援を受け最後の受け皿として事業を展開してきました。</p> <p>令和5年4月4日には取締役会を開催し、経営計画を検討するため社長及び常勤取締役による経営者会議を設置することを決定しました。</p> <p>この経営者会議では、農地の最後の受け皿としての役割を維持しつつ、収益性を改善することを目的に中長期計画を検討してきます。</p>
改善措置公表日	令和5年6月30日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。